

海老名市監査委員告示第 10 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成19年3月27日付で提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成19年 5月24日

海老名市監査委員 三田 弘道

第1 請求の受付

1 請求人 (略)

2 請求の受理

本件措置請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成19年3月27日これを受理した。

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類及び請求人の陳述等から、請求の要旨を次のように解した。

(要 旨)

- (1) 平成19年1月25日に開催された「海老名市さつき会」(以下「本会」という。)の市政懇談会(以下「本件行事」という。)に会費3,000円が支出されているが、市交際費支出状況(平成19年1月分)では、海老名市交際費支出基準の「1 慶事関係—(2) 総会、記念式典等—①市に關係する団体等から市長宛に出席案内がある場合」としている。しかし、ウイングスで開催され、酒席が設けられていたことから「1 慶事関係—(2) 総会、記念式典等—②総会、式典等で祝宴等を伴う場合(ホテル等)」に該当するものであり、この情報公開の内容に瑕疵がある。
- (2) 本件行事は、市長を含めた会員間の私的交際の場合であり、市長が市長交際費から会費を支出する根拠は全くない。
- (3) 海老名市議会事務局の組織等に関する規程では、第2条(事務分掌)第3号に「議員の身分、研修、福利厚生及び共済に関すること」のみ記載されており、その対象は現に議員資格を有する議員個人に対する事務局の事務分掌と解すべきである。平成18年5月25日に提出の海老名市職員措置請求の監査結果の通知の見解は、監査委員のこじつけによる拡大かつ欺瞞に満ちた解釈であり、海老名市議会事務局設置条例に対する違法性が認められる。
- (4) 本件行事は、ほとんど議会事務局が段取りし開催されたものであり、開催当日は5名の議会事務局職員が16時に退庁し、受付等の準備に当たっているが、任意団体の酒席を伴った行事の手伝いは、職場放棄であり、市民感覚から考えられない非常識な行為である。
- (5) 請求する措置の内容
市長に対して、市長交際費から支出した会費を返納させること、議長に対

して、議会事務局職員の職場放棄分 1.5 時間の時給の返還を求め、議会事務局長に対して地方公務員法（以下「地公法」という。）第 35 条の職務専念義務違反、地公法第 32 条の職員への不当な職務命令に対する減俸・降格等の必要な措置を講ずるよう勧告することを請求する。

第 2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件監査において、鈴木輝男監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条の 2 に規定する監査執行上の除斥に該当するため関与していない。

2 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述、証拠書類から判断して、

- (1) 本件行事は、市長を含めた会員間の私的交際の場合であり、市長は市交際費から会費を支出する根拠はないか。
- (2) 本件行事には、議会事務局職員 5 名が午後 4 時から受付等の準備に当たっており、市長が給与の支給対象としたことは、地公法第 32 条・第 35 条に対して違法・不当な支出であるか。なお、措置請求書では議長に対する請求であるが、給与の支給は市長権限であるため市長に対する措置請求と解した。

以上により、市に損害を与えたかどうかを監査の対象とした。

なお、ホームページにおける情報提供のうち海老名市交際費支出基準適用区分に瑕疵があるか否かについては、財務会計行為に該当しないため監査の対象外とした。また、平成 18 年 5 月 25 日に受理した海老名市職員措置請求の監査結果について再度の判断を求める請求は、一事不再議に当たり（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判決）、監査の対象外とした。

3 監査対象部局

市長室、議会事務局

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 19 年 4 月 25 日に陳述の機会を設けた。その際、資料－ 2 が提出された。

5 請求人の証拠書類（すべて写し）

資料－ 1 平成 19 年 1 月分の市交際費支出状況（海老名市ホームページ）

資料－２ 海老名市さつき会会則

6 職員の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 19 年 5 月 8 日に議会事務局参事兼事務局次長及び庶務担当副主幹から事情を聴取した。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

(1) 支出金額等について

平成 19 年 1 月 25 日に開催された本件行事には市長が出席し、交際費から会費として 3,000 円を支払ったことを確認した。

(2) 支出手続きについて

市交際費の支出手続きは、法第 232 条の 3 及び海老名市予算決算会計規則（以下「市会計規則」という。）第 64 条の規定に基づき支出負担行為を行い、法施行令第 161 条第 1 項及び市会計規則第 94 条第 1 項の規定に基づき、資金前渡の方法で現金を受け取り、支出している。

具体的には、一月毎に市交際費として必要と思われる額の支出負担行為を海老名市事務決裁規程別表第 1 で定める主管部長が専決し、資金前渡の方法で同額の支出命令を同表で定める市長室長が専決し、同室長が現金を受け取っている。そして、同室長が交際費支出基準により事案別に支出の適否、金額等を決定していることを確認した。

(3) 本件行事には、議会事務局職員 5 名が、職務命令により当日午後 4 時から受付等の準備に当たっており、午後 5 時 30 分までは給与の支給対象時間であった。

2 監査委員の判断

本件措置請求については、次のように決定した。

本件行事に対する市交際費の支出及び職員が本件行事の事務に従事することに係る措置請求については、財務会計上の違法、不当な行為が認められないことから、市に損害を与えたという事実はなく、本件措置請求は、理由がないものと判断する。

判断にいたった理由は以下のとおりである。

「理由」

(1) 市交際費について

交際費の概念は、行政実例や判例等から、地方公共団体の長又はその他の執行機関が、行政執行上、あるいは当該地方公共団体の利益のために、当該地方公共団体を代表して外部との交渉上支出する経費であると解されている。

市政を運営する上で協力につながる有益な活動を行っている団体と友好、信頼関係の維持増進を図りながら、出席者との意見・情報交換のために機関の長が出席し、交際費を支弁することは、地方公共団体の事務に随伴するものとして許容されるべきものである。

本会は、現職の市議会議員、市長等とその経験者で組織する会で、市政についての意見の交換等を行い、市政の発展に資することを目的とする団体である。そして、市長は、本件行事に出席した現職の市議会議員、県議会議員を含む市政に功労のある人々へ次年度予算概要等を含めた市政報告をしながら友好、信頼関係の維持増進を図り、市政に関連する意見・情報交換のために出席したものである。

本件行事は、市の課題事項や市政に関わる情報交換の場として有益であり、市長個人と主催団体との私的交際の場合であるとみられるなどの特段の事情はなく、会費 3,000 円を支出することも、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するとはいえない。

(2) 職員の本件行事に係る事務の従事について

本件行事は、単なる会員相互の親睦のみを目的としたものではなく、現職議員等が、市政に功労のあった議員等の経験者と一堂に会し、意見交換・情報交換を通じて知識・経験を広めたり、議会活動を円滑に進めるための有益性・波及効果もないとはいえないことから、公務性を否定することはできない。このため市の職員が従事することは、職務の範囲を逸脱したとはいえない。

従って、本件行事に係る業務は公務性を有するものとして、職務命令によって遂行されていたものと思料され、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務について規定されている地公法第 32 条、及び職務専念義務について規定されている第 35 条に違反するものではなく、給与の支給を違法、不当とする根拠はない。

以上のことから本件措置請求は理由がないものと判断した。